

高第415号
障第864号
令和5年10月2日

高齢者・障がい者施設 管理者 様
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の職員に対する予防的
検査の受検について（依頼）

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、円滑な検査の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されておりますが、
県では職員が施設内に感染を持ち込むことを予防するための検査（以下、「予防的検査」という。）を
続けており、令和5年10月以降も下記のとおり実施することとしました。

各施設・事業所におかれましては、施設内の感染対策の強化及び利用者や職員の安全対策のひとつ
として、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 検査対象施設・事業所等

高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等
(岐阜市内に所在する施設・事業所を除く)

※ただし、「医療従事者の配置がある施設・事業所」又は「抗原定性検査に関する国WEB教材受
講済み職員がいる施設・事業所」であることが要件

※対象種別の詳細は別紙1参照

2 予防的検査の実施内容について

(1) 対象者及び頻度

予防的検査の効果を高めるため、職員一人あたり週2回を目安とする定期的な検査を実施して
いただきます。施設への備蓄や緊急時の使用のみを目的とした申込は固くお断りします。(使用報
告がない施設には、実施状況を確認します。)

○利用者と接する可能性のある職員（週2回目安）

<入所者の検査は、職員の定期的な検査の実施が前提となります。>

○新規入所者、宿泊を伴う一時帰宅後入所者等（該当時に1回）

※有症状の方の検査目的には使用しない。

(2) 検査方法

・職員：施設の管理下で、検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取して検査を実施。（15～30分
程度で結果判明）

- ・利用者：本人等の同意を得たうえ、自己採取または医師（医師の指示を受けた看護師）が検体を採取して検査を実施。

※ホームページ掲載の実施マニュアル（令和5年10月2日付改正）により詳細を把握いただき、円滑な実施にご協力ください。

※検査終了時期は現時点では未定。決まり次第、実施施設・事業所へのメール連絡およびホームページに掲載します。

3 予防的検査の申込み方法

(1) 令和4年度から継続して実施する施設・事業所

令和5年度の初回申込

令和5年度初回申込フォーム（継続実施施設・事業者専用）

→ <https://logoform.jp/form/T8mB/241850>

※入力にあたっては、令和4年度に発行した【申込番号】【施設番号】を継続してご使用いただけます。

※職員分のキット申込数は、職員の人数から、4週分の必要個数に変更しています。入力の際はご注意ください。

(2) 令和5年度から新たに事業に参加される施設・事業所

別紙2のとおり、参加する施設・事業所を登録したうえで、初回の申込みを行っていただく手順となります。

抗原定性検査、施設・事業所の事前登録及び初回申込の詳細及び入力フォームは、下記ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/240377.html>

4 注意事項

- 本事業では、「職員への予防的検査の実施」と「正確な結果の報告」を条件に、必要な抗原検査キットをお渡しします。（備蓄用ではありません。）
- 検査は、施設内の医療従事者または抗原定性検査に関する国WEB教材受講済み職員（検査管理者）のもとで実施し、施設として責任をもって結果の確認を行ってください。特に、職員が持ち帰り、口頭報告によるなどの方法で実施しないでください。
- 申込内容と定期検査の状況が著しく乖離している場合や、結果報告がされていない場合などは、新たにキットのお渡しはできません。
- 申込番号（KX）ごとに在庫管理表を作成し、受け取り数、使用数（報告済み数）、未使用数を常に正確に把握してください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課 高齢者・障がい者施設社会的検査チーム	
電話番号	代表：058-272-1111 内線：9312, 9313
FAX番号	058-272-8380
メールアドレス	yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp